

改正不正競争防止法の概要

事業者間の公正な競争の確保の観点から、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るため、営業秘密の刑事的保護について、その対象範囲の拡大等の措置を講ずる。

1. 近年多発する営業秘密の流出

①<外国政府によるデュアル・ユース技術の不正取得>

従業者が、当該企業の営業秘密を、外国の元在日通商代表部に不正に開示したが、競争目的が認められなかった。

②<従業員による機密情報の不正な持ち出し>

従業者が、当該企業が秘密管理する重要データを、無断で貸与PCに入れて持ち出していた。データ量等からすれば、第三者への開示目的が明らかであったが、外部への送信(使用・開示行為)について証拠を得ることができなかった。

③<発注元企業による中小企業からのノウハウの取り上げ>

ある中小企業が、大手企業から業務提携を前提として試作品を提供してほしい旨の申出を受け、試作品とその設計図面を提供したところ、大手企業がその複製の作成をし、自社の製品として勝手に製品化をしてしまった。

2. 改正前の制度とその問題点について

<改正前不正競争防止法の概要>

○ 原則として、事業者の保有する営業秘密を、「**不正の競争の目的**」で、**不正な手段で取得し、「自ら使用したり、第三者に開示する行為」**を、「営業秘密侵害罪」として、懲役10年・罰金1000万円を科している。

<問題点>

○ 「不正の競争の目的」が認められない限り、刑事罰の対象とはならないため、**競争関係にない第三者に営業秘密を開示する行為や、単に保有者に損害を加える目的で公衆に開示する行為などが処罰できない。**

○ 盗まれた情報の「使用・開示」は、侵害者や競争相手の企業内、あるいは海外で行われるため、その**立証は困難を極め、法律が十分な抑止を果たしていない。**

3. 主な改正の内容

①企業の競争力の源泉である無形の技術・ノウハウ等の保護強化、②IT化・ネットワーク化の進展への対応、③オープン・イノベーションの促進、の3つの視点から、第171回通常国会において、以下の改正を行った。

●営業秘密侵害罪の目的要件の変更

営業秘密侵害罪における「不正の競争の目的」を改め、**不正の利益を得たり、保有者に損害を加えたりする目的をもってなされる行為を処罰の対象に含める。**

※ 現行不正競争防止法第2条1項7号の「不正競争」の定義においては、既に「図利加害目的」が目的要件として規定されている。

●営業秘密の領得自体への刑事罰の導入

営業秘密の管理に係る任務に背いて**営業秘密を領得する行為を新たに刑事罰の対象とし、処罰の間隙をなくす。**

※ 「営業秘密を領得する行為」とは、コピー禁止の資料を無断でコピーしたり、持出禁止の資料を無断で外部に持ち出す行為等をいう。

(改正後)

